

長崎県告示第 327 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日付け長崎県告示第 258 号により公示した五島海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和 6 年 5 月 31 日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 五島海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第 1 番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第 2 漁業法施行規則第 24 条各号に掲げる事項

1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

五島海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第 3 変更後の五島海区漁場計画の五定計第 12 号、五区計第 1501 号から第 1503 号及び第 804 号から第 807 号に係る免許予定日及び申請期間

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和 6 年 9 月 1 日 |
| 2 申請期間 | 令和 6 年 5 月 31 日から令和 6 年 7 月 12 日まで |

第 4 その他

1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>